

## 福島県立医科大学大学院看護学研究科履修規程

	平成 18 年	4 月	1 日	規程第 77 号
一部改正	平成 19 年	4 月	1 日	規程第 12 号
一部改正	平成 20 年	4 月	1 日	規程第 25 号
一部改正	平成 23 年	7 月 29 日	規程第 25 号	
一部改正	平成 25 年	3 月 28 日	規程第 52 号	
一部改正	平成 27 年	4 月	1 日	規程第 38 号
一部改正	平成 28 年	4 月	1 日	規程第 18 号
一部改正	平成 29 年	3 月 10 日	規程第 67 号	
一部改正	平成 30 年	4 月	1 日	規程第 1 号
一部改正	平成 30 年 10 月 31 日	規程第 36 号		
一部改正	平成 31 年	2 月 27 日	規程第 51 号	
一部改正	令和 元年 1 月 22 日	規程第 30 号		
一部改正	令和 2 年	6 月 30 日	規程第 35 号	
一部改正	令和 3 年	4 月	1 日	規程第 6 号
一部改正	令和 4 年	4 月	1 日	規程第 13 号
一部改正	令和 5 年	4 月	1 日	規程第 66 号
一部改正	令和 7 年	4 月	1 日	規程第 34 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、福島県立医科大学大学院学則(以下「学則」という。) 第 14 条第 2 項の規定に基づき、看護学研究科における授業科目の履修方法及び単位の修得の認定等に關し、必要な事項を定めるものとする。

### (授業科目等)

第 2 条 学則第 14 条第 2 項に定める授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択の区別は、別表 1 又は別表 2 のとおりとする。

### (単位計算の方法)

第 3 条 授業科目の単位数は、1 単位 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による方法に応じ、教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間をもって 1 単位とする。
- (3) 実習については、45 時間をもって 1 単位とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第4条 学則第20条に規定する入学前の既修得単位の認定（以下「既修得単位の認定」という。）を受けようとする者は、既修得単位認定申請書（指定様式）を別に定める期日までに、教育研修支援課を経由して、看護学研究科長に提出しなければならない。

2 看護学研究科長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、既修得単位の認定の可否について看護学研究科委員会に諮り、博士後期課程にあっては6単位を限度として、博士前期課程にあっては15単位を限度としてこれを認定する。

(主指導教員)

第5条 学生の履修及び研究等の指導を行うため、学生ごとに主指導教員を定める。

2 主指導教員は、研究指導科目を担当する教員をもって充てる。

(履修の方法)

第6条 博士後期課程の学生は、別表1に定める授業科目を専門科目8単位、選択科目2単位以上、特別研究科目6単位の計16単位以上を履修しなければならない。

2 博士前期課程の学生は、別表2に定める授業科目を共通必修科目8単位、看護特別研究6単位、専攻する領域の特論、演習、実習及び共通選択専門科目から16単位以上の計30単位以上を履修しなければならない。

ただし、CNS（専門看護師）コースの学生は、別表2に定める授業科目を共通必修科目8単位、看護課題研究4単位、専攻する領域の特論、演習、実習及び共通選択専門科目からがん看護学領域にあっては36単位以上の計48単位以上、精神看護学領域にあっては32単位以上の計44単位以上、小児看護学領域にあっては34単位以上の計46単位以上を履修しなければならない。

また、助産師コースの学生は、別表2に定める授業科目を共通必修科目8単位、看護課題研究4単位、専攻する領域の特論、演習、実習及び共通選択専門科目から50単位以上の計62単位以上を履修しなければならない。

(履修科目の登録)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期の指定期日までに、所定の履修届により提出しなければならない。

2 履修届提出後は、授業科目を変更し、又は取り消すことはできない。ただし、看護学研究科委員会において特にその事情が正当と認められた場合は、この限りではない。

(成績の評価)

第8条 授業科目の成績については、筆記試験、レポート及びその他の方法（以下「試験」という。）により評価する。

2 講義及び演習については、授業科目の出席時間数が全授業時間数の3分の2未満の者は、当該授業科目の試験を受けることはできない。また、実習については、出席時間数が全時間数の5分の4に満たない場合、単位は認定されない。

(成績評価の基準)

第9条 学則第16条の2に定める試験による成績の評価については、100点を満点として評価し、60点以上を合格とする。

2 成績の評価区分と内容は次の表のとおりとする。ただし、博士論文及び修士論文については、別に定める。

評価区分	評点	判定	内 容
S	100～90点	合格	学習目標を達成したと認められ、極めて優れた成績であることを示す。
A	89～80点	合格	学習目標を達成したと認められ、とくに優れた成績であることを示す。
B	79～70点	合格	学習目標の核心部分を達成したと認められ、妥当な成績であることを示す。
C	69～60点	合格	学習目標の最低限度は達成できたと認められる成績であることを示す。
D	59～0点	不合格	学習目標の最低限度が達成できていないと認められる成績であることを示す。

(単位修得の認定)

第10条 授業科目の単位修得の認定については、試験その他の審査により授業科目の担当教員が行う。

(成績評価に関する異議申し立て)

第11条 学生は、成績評価に関し疑義等がある場合には、看護学研究科委員会に対し成績評価に関する異議申し立てをすることができる。

2 成績評価に関する異議申し立ての必要な事項は、別に定める。

(試験の欠席)

第12条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができない者は、速やかに教育研修支援課に連絡し、試験欠席届を提出しなければならない。

2 前項の届には、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由書を添付しなければならない。

(試験の種類)

第13条 試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定期試験

原則として各学期末に行う。ただし、授業科目の担当教員が必要と認める場合にあっては、適宜行うことができる。

(2) 追試験

第12条第1項に定める事由により試験を欠席した者については、看護学研究科委員会においてその事情が正当と認められた場合に限り、追試験等の方法によって成績を評価する。

(3) 再試験

試験により不合格の評価を得た授業科目について、本人の願い出に基づき再試験を行うことができる。この場合、成績の評価は60点を上限とする。

(再履修)

第14条 試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が、翌年度においてその授業科目に係る単位を修得しようとするときは、原則として、再度、履修届を提出し、履修しなければならない。

(成績の通知)

第15条 授業科目の成績は、後日、文書により学生に通知する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、看護学研究科委員会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、第4条及び第11条については平成26年

4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月30日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（看護学研究科看護学専攻博士後期課程）

## 授 業 科 目

◎は本学指定必修科目 ○は選択科目

授 業 科 目 の 名 称		標準配当年次	単位数(時間数)	実践開発看護学
専門科目	ケア開発看護学特講	1	2(30)	◎
	ケアシステム開発看護学特講	1	2(30)	◎
	実践開発看護学演習	1	2(60)	◎
	看護研究特講	1	2(30)	◎
選択科目	看護人材育成論特講	1	2(30)	○
	看護心理学特講	1	2(30)	○
	看護病態学特講	1	2(30)	○
特別研究科目	実践開発看護学特別研究	1・2・3	6(180)	◎
修了に必要な単位数	専門科目			8
	選択科目			2
	特別研究科目			6
	合 計			16

別表2 (看護学研究科看護学専攻博士前期課程)

令和5年度以降入学生適用

## 授業科目

※1 専攻する領域以外の看護専門科目のうち総論科目は、共通選択科目として自由に選択できます。

※3助産師コースは、「修了に必要な単位数」と「助産師国家試験受験資格を取得する場合の最低単位数」を明確に区別していないため、「修了に必要な単位数」を取得できなければ助産師国家試験受験資格を得ることはできません。

別表2 (看護学研究科看護学専攻博士前期課程)

令和2年度から令和4年度までの入学生適用

## 授業科目

◎は本学指定必修科目 ○は専攻分野専門選択科目 ◇はCNS指定選択科目

授業科目の名称	標準配当年次	単位数(時間数)	がん看護学		成人看護学		家族看護学		老年看護学		精神看護学		母性看護学		小児看護学		地域看護学	
			研究コース	CNSコース	研究コース													
修共 科通 目必	看護論	1	2(30)	◎	◎◇	◎	◎	◎	◎	◎	◎◇	◎	◎	◎	◎	◎◇	◎	◎
	看護研究	1	2(30)	◎	◎◇	◎	◎	◎	◎	◎	◎◇	◎	◎	◎	◎	◎◇	◎	◎
	看護倫理	1	2(30)	◎	◎◇	◎	◎	◎	◎	◎	◎◇	◎	◎	◎	◎	◎◇	◎	◎
	看護研究方法論	1	2(30)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎◇	◎	◎
看護専門科目	がん看護論(※1)	1	2(30)	◎	◎◇			(*)										
	がん看護学特論I	1	2(30)	◎	◎◇													
	がん看護学特論II	1	2(30)	◎	◎◇													
	がん看護学演習I	1	2(60)	◎	○													
	がん看護学演習II	1	2(60)	○	○													
	がん看護学実習I	1	2(90)	○	○													
	がん看護学実習II	1	4(180)	○	○													
	がん看護学実習III	2	4(180)	○	○													
	がん看護学実習IV	1	2(90)	○	○													
	緩和ケア論	1・2	2(30)	◎	◎◇													
看護専門科目	症状マネジメント	1・2	2(30)	○	○													
	がん医療におけるコミュニケーション	1・2	2(30)	○	○													
	看護ケア方法論	1・2	2(30)	○	○													
	成人看護論(※1)	1	2(30)															
	成人看護学特論I	1	2(30)															
	成人看護学特論II	1	2(30)															
	成人看護学演習I	1	2(60)															
	成人看護学演習II	1	2(60)															
	成人看護学実習I	1	2(90)															
	成人看護学実習II	1・2	2(90)															
看護専門科目	家族看護論(※1)	1	2(30)															
	家族看護学特論I	1	2(30)															
	家族看護学特論II	1	2(30)															
	家族看護学演習I	1	2(60)															
	家族看護学演習II	1	2(60)															
	家族看護学実習I	1	2(90)															
	家族看護学実習II	1	2(90)															
	老年看護論(※1)	1	2(30)															
	老年看護学特論I	1	2(30)															
	老年看護学特論II	1	2(30)															
看護専門科目	老年看護学演習I	1	2(60)															
	老年看護学演習II	1	2(60)															
	老年看護学実習I	1	2(90)															
	老年看護学実習II	1	2(90)															
	認知症看護論	1・2	2(30)															
	精神看護論(※1)	1	2(30)															
	精神看護学特論I	1	2(30)															
	精神看護学特論II	1	2(30)															
	精神看護学演習I	1	2(60)															
	精神看護学演習II	1	2(60)															
看護専門科目	精神看護学演習III	1	2(60)															
	精神看護学演習IV	2	4(180)															
	急性期精神看護論	1・2	2(30)															
	リエゾン精神看護論	1・2	2(30)															
	精神防問看護論	1・2	2(30)															
	地域精神保健論	1・2	2(30)															
	女性看護論(※1)	1	2(30)															
	母性看護学特論I	1	2(30)															
	母性看護学特論II	1	2(30)															
	母性看護学演習I	1	2(60)															
看護専門科目	母性看護学演習II	1	2(90)															
	母性看護学実習I	1	2(90)															
	母性看護学実習II	1	4(180)															
	母性看護学実習III	2	2(90)															
	母性看護学実習IV	1	4(180)															
	母性看護学実習V	2	4(180)															
	母子保健論(※1)	1	2(30)															
	小児看護論(※1)	1	2(30)															
	小児看護学特論I	1	2(30)															
	小児看護学特論II	2	2(30)															
看護専門科目	小児看護学演習I	1	2(60)															
	小児看護学演習II	1	2(60)															
	小児看護学演習III	1	2(60)															
	小児看護学実習I	1	2(90)															
	小児看護学実習II	2	2(90)															
	小児看護学実習III	1	2(90)															
	小児看護学実習IV	1	4(180)															
	小児看護学実習V	2	4(180)															
	地域保健看護論(※1)	1	2(30)															
	地域保健看護学特論I	1	2(30)															
看護専門科目	地域保健看護学特論II	1	2(30)															
	地域保健看護学演習I	1・2	2(60)															
	地域保健看護学実習I	1・2	2(90)															
	地域保健看護学実習II	1	2(90)															
	在宅看護論(※1)	1	2(30)															
	在宅看護学特論I	1	2(30)															
	在宅看護学特論II	1	2(30)															
	在宅看護学演習I	1	2(60)															
	在宅看護学演習II	1	2(60)															
	在宅看護学実習I	1	2(90)															
看護専門科目	在宅看護学実習II	2	2(90)															
	看護専門科目		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	看護専門科目		16	26(実習10)	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	看護専門科目		16	10														
	研究指導専門科目		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	研究指導専門科目		4	4														
	合計		30	48	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

※1 専攻する領域以外の看護専門科目のうち必修科目として自由に選択できます。

※2 本学の「看護政策論」は、高度実践看護師教育課程（専門看護師38単位申請）の共通科目の認定を受けておりません。

(指定様式)

## 既修得単位認定申請書

年 月 日

福島県立医科大学大学院看護学研究科長 様

第 学年 ※学籍番号

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

既に大学院で修得した単位のうち、下記の科目について、福島県立医科大学大学院看護学研究科において修得したものとして認定されますよう申請いたします。

記

単位修得 大学院名	既修得科目名	単位数	単位認定希望科目名	単位数	※認定 可否	※確認印
合計単位数						

(必要書類) • 成績証明書または単位取得証明書 • 該当科目のシラバスのコピー等

※の欄は記入しないでください。